

令和 8 年度みどり市総合観光案内パンフレット作製業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

みどり市市制施行 20 周年を契機として、新たな観光資源や施設（リニューアルオープン等を含む）を掲載するとともに、本市が有する多彩な観光資源の魅力を一冊に集約した総合観光案内パンフレットを作製する。本業務の実施にあたり、企画力、編集力及びデザイン力等を有する事業者から広く提案を求め、最も優れた提案を行った事業者を受託候補者として選定するため、プロポーザルを実施する。

2. 履行期間

契約日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3. 仕様等

- (1) サ イ ズ A5 または A5 変形サイズ（幅 210mm×高さ 210mm 以内）
- (2) ページ数 16～24 ページ程度（表紙を含む）
- (3) 印刷・製本 フルカラー・中綴じ
- (4) 紙 質 提案による
- (5) 部 数 30,000 部

※詳細は、別紙仕様書を参照すること。

4. 提案上限額

予算額：2,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 実施スケジュール（予定）

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| (1) 参加申込書の提出期限         | 令和 8 年 9 月 4 日（金）  |
| (2) 企画提案書及びデザイン原案の提出期限 | 令和 8 年 9 月 11 日（金） |
| (3) 選定委員会による審査         | 令和 8 年 9 月 18 日（金） |
| (4) 審査結果の通知            | 令和 8 年 9 月下旬       |
| (5) 契約予定日              | 令和 8 年 10 月上旬      |

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 過去 5 年間に於いて、国、地方公共団体、観光協会その他観光関連団体等が発注する観光パンフレット、観光ガイドブック等の制作業務を受託した実績を有する者であること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、企画、編集、デザイン、取材、写真撮影、印刷等について必要な専門知識及び経験を有する人員を配置できる体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に準じ、契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者等、契約の相手方として不適当と認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税その他租税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団関係者と関係を有していない者であること。
- (8) その他法令に違反していないこと及び違反するおそれがないこと。

## 7. 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する者は、次のとおり提出書類に必要事項を記入の上、みどり市観光協会まで持参又は郵送により提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年9月4日（金）必着

### (2) 提出書類（各1部提出）

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 受託実績書（様式第3号）

過去5年間ににおける主な観光パンフレット、観光ガイドブック、地域情報誌等の制作実績について記載すること。なお、記載する実績は、業務名、発注者、契約年度、発行部数、仕様等及び業務の特徴を明記すること。また、記載した受託実績に係る観光パンフレット等の成果物を添付すること。

- ④ 業務体制表（様式第4号）  
配置予定の責任者、担当者を記載する。

## 8. 企画提案書及びデザイン原案の提出

企画提案書及びデザイン原案を提出する者は、次のとおり提出書類に作成し、みどり市観光協会まで持参又は郵送により提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年9月11日（金）必着

### (2) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）

<提案項目>

- a. 業務実施方針
- b. 制作コンセプト
- c. 誌面構成（目次案）
- d. デザインイメージ
- e. 写真撮影・編集方針
- f. 独自提案

- ② デザイン原案

応募可能な原案は1者につき2パターンまでとする。提出原案は、実際の紙質を使用し、原寸大カラー印刷で、表紙・裏表紙及び見開き2ページ程度（モデルコース、地図等を含む）のデザインサンプルを提出することとする。

※提出された2パターンはそれぞれ独立して審査し、最も評価の高い1案を当該提案者の評価対象とする。

- ③ 見積書（任意様式）

見積書の宛先は「一般社団法人みどり市観光協会 代表理事 近藤雄一郎」とする。

## 9. 提出先

〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1034-5  
一般社団法人みどり市観光協会

＜持参の場合＞

9時から16時までに直接提出すること。

＜郵送の場合＞

提出期限までに事務局へ到達するように提出すること。

## 10. 審査及び選定方法

### (1) 選定者

みどり市観光協会が指名する選定委員による選定を行う。

### (2) 一次審査

参加申込者が5者以上となった場合は、提出書類による一次審査を実施する。なお、一次審査の結果については、対象者に別途通知する。

### (3) 本審査（提出書類・デザイン原案による審査）

提出書類について採点を行い、業務への理解度、企画提案内容、デザイン性、業務遂行能力、実績及び見積価格等を総合的に評価し、最も評価が高い者を受託候補者に決定する。

### (4) 審査基準

|                |                                                                                                                                   |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 業務理解度・<br>企画提案 | 本業務の目的やコンセプトを十分に理解し、テーマに沿った企画となっているか。また、市内周遊や滞在促進、リピーター獲得につながる提案となっているか。                                                          |
| デザイン性・<br>誌面構成 | ターゲットを的確に捉え、写真やイラスト、地図、モデルコース等を効果的に活用しながら、読者が本市の魅力を感じられるデザイン性となっているか。読者が旅のプランを組み立てられる誌面構成となっているか。                                 |
| 仕様             | 判型、ページ数及び紙質については、掲載内容や編集方針に応じて最適な仕様を提案すること。なお、審査に当たっては、ページ数や判型の大小を評価するものではなく、本業務の目的や利用者の利便性、掲載内容との整合性及び費用対効果を踏まえ、仕様の妥当性を総合的に評価する。 |
| 業務遂行能力         | 業務を確実に遂行できる組織体制を有し、観光パンフレット等々の同種・類似業務の実績を有しているか。                                                                                  |
| 見積価格           | 業務内容に対して見積額及び積算内容が適正になされているか。                                                                                                     |

### (5) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーションは実施しないものとする。ただし、別途ヒアリング等を実施する場合がある。

### (6) 審査結果通知

審査結果は、電子メール及び文書にて全てのプロポーザル参加事業者に通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

**11. 契約の締結**

最優秀提案者を受託候補者として契約内容について協議し、契約を締結する。なお、受託候補者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

**12. 実施の取りやめ**

提案者が1者、または、いない場合はプロポーザルを取りやめることができる。

**13. その他**

- ・本プロポーザルにおける企画・デザインに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- ・提出された原案及びその他資料については、返却しない。
- ・関係書類等に虚偽の記載をした場合は、プロポーザル参加を無効にする。

**14. 問い合わせ先**

一般社団法人みどり市観光協会

〒376-0101 群馬県みどり市大間々町大間々1034-5

E-mail : info@midori-kankou.jp

電話 : 0277-46-7289 / F A X : 0277-46-7291